

●香川県告示第171号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成28年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県立東山魁夷せと うち美術館の観覧料及 び物品売払代金の収納 事務	伊予鉄総合 企画株式会 社	愛媛県松山市 三番町4丁目 9番地5	平成28年4月 1日	香川県立東山魁夷せと うち美術館の観覧料及 び物品売払代金の収納 事務	イヨテツケ ーターサー ビス株式会 社	愛媛県松山市 千舟町4丁目 5番地2	平成23年4月 1日
略				略			